

第7章 景観重要公共施設の整備

(景観法第8条第2項第4号ロ及びハ景観重量公共施設の整備及び許可の基準に関する事項)



1. 景観重要公共施設の指定状況

1. 景観重要公共施設の指定等

良好な景観づくりを進めるにあたっては、行政が先導的役割を果たすことが必要であり、その為に、景観形成上、特に重要な公共施設（道路・公園・河川等）を景観重要公共施設として指定し、その整備に関する事項を定めます。

2. うるま市における景観重要公共施設の指定

(1) 指定地域

本市勝連南風原地域及びその一部周辺とします。

(2) 目的

勝連南風原地域は、世界遺産「勝連城跡」のお膝元にあたることから、世界遺産の歴史的風格を維持しつつ、そのことにより観光地として一層の魅力を高めていくため、本市の中でも特に良好な景観づくりが求められています。

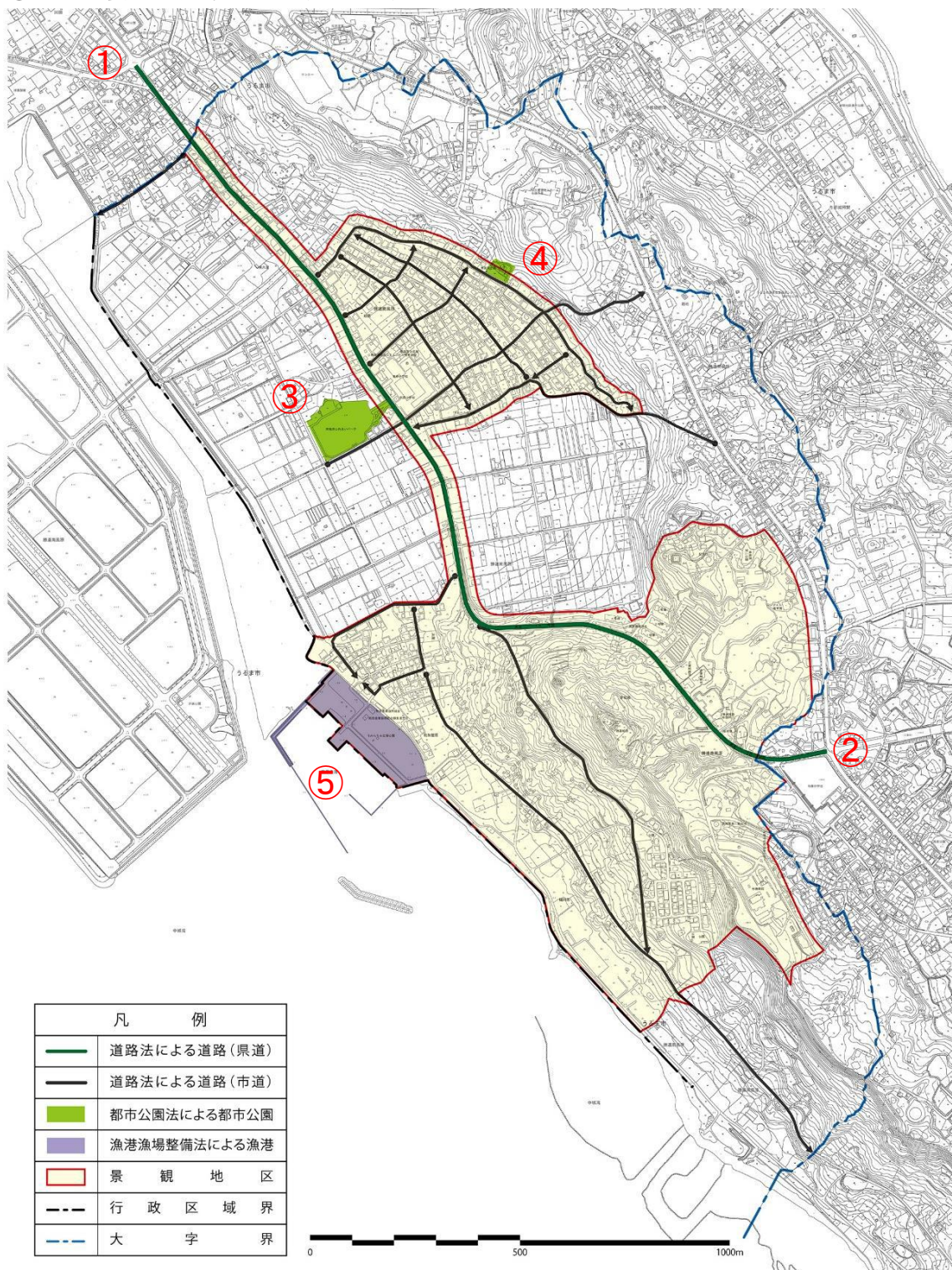
本市ではこのような状況を背景に、勝連城跡周辺に相応しいまちなみ景観の創出及び保全を目的として、平成27年10月1日に景観法に基づく「景観地区」の指定を行っております。

また、建築物のみならず、道路や公園、河川等の公共施設が景観形成に与える影響は非常に大きいことから、以下の施設を景観法に基づく「景観重要公共施設」として指定し、建築物と一体となった良好な景観づくりを推進していきます。

① 景観重要公共施設の一覧

名称	指定範囲(指定区間)
道路法による道路	
県道16号線	川田交差点(次頁別紙図①)～与勝中学校交差点(次頁別紙図②)
集落内市道	次頁別紙図参照
都市公園法による都市公園	
南風原ふれあいパーク	次頁別紙図③
南風原公園	次頁別紙図④
漁港漁場整備法による漁港	
南原漁港	次頁別紙図⑤

②景観重要公共施設位置図(別紙図)



(3)その他の指定候補

- ①伊計平良川線(県道10号線) ②沖縄石川線(県道75号線) ③勝連半島南側道路

3. 景観重要公共施設の整備等に関する方針

(1) 道路

① 県道16号線(管理者:沖縄県)

県道16号線は、本市の世界遺産である「勝連城跡」へのメインアクセス路として、市内外からの誘客機能を果たしていることから、世界遺産の周辺にふさわしいシンボルロードとしての景観の形成を積極的に図っていく必要があります。

また、南風原景観地区(景観法第61条)と一体となり、地域の良い景観を形成していく上で重要な役割を果たします。

② 集落内市道(管理者:うるま市)

南風原集落内市道は、県道16号線と同様、南風原景観地区と一体となり、地域の良い景観を形成していく上で重要な役割を果たします。

また、勝連城跡周辺整備事業に関連した「勝連城跡周辺回遊観光計画」において、勝連城跡を訪れた観光客等を集落内へ回遊させ、地域への観光振興・消費拡充を図っていくためにも、回遊の核となる集落内道路の良い景観形成が求められます。

以上のことから、世界遺産の周辺にふさわしく、景観地区と一体となった良い景観形成を積極的に推進し、そのことによる観光振興・地域活性化を図っていく観点から、県道16号線と勝連半島南側道路の県道及び南風原集落内市道について、景観重要公共道路として位置づけます。

整備に関する方針

- ・ 歩行者の安全性と快適性を重視した空間や利用形態の確保に努めつつ、世界遺産の歴史的風格ならびに観光振興を図るにふさわしい素材、形態・意匠、色彩とすることとします。
- ・ 緑あふれる潤いの空間を創出するため、地域に馴染む街路樹や植栽帯等を整備し、住民との協働による適正な維持管理に努めます。
- ・ 道路沿道について、地域の特性等に応じ質の高い景観を形成する必要がある場合には、電線地中化を始めとする無電柱化を進めます。
- ・ 照明灯や案内サインその他工作物等については、素材や形態・意匠、設置位置に配慮し、勝連城跡への眺望を妨げないように努めます。

道路法第32条第1項又は第3項の許可の基準

- ・ 工作物等の配置及びその形態意匠について、各区域の景観形成の基準や方針に適合させるよう配慮します。

(2) 公園

① 南風原ふれあいパーク、南風原公園(管理者:うるま市)

南風原ふれあいパークは、勝連城跡へのメインアクセス路である県道16号線から望むことができる等、地域の良い景観を形成する上で重要な役割を果たす都市公園であると同時に、スポーツや地域行事を行う憩いの場として、地域の人々に積極的に活用されています。

南風原公園は、南風原集落内に位置し、地域の人々の日常生活に身近な公園となって

いると同時に、南風原景観地区内に位置していることから、地域の良好な景観を形成していく上で重要な役割を果たします。

以上のことから、南風原ふれあいパーク及び南風原公園について、景観重要公共施設に位置づけます。

整備に関する方針

- ・多くの人々が集う憩いの場として、多様な交流活動の空間となる整備や適正な管理を行います。
- ・利用形態や素材・樹木の経年変化等を考慮し、長期間にわたり快適で美しいものとして整備されるよう配慮するとともに、周辺の景観や公共施設との調和を図ります。

都市公園法第5条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の許可の基準

- ・工作物等の配置及びその形態意匠について、各区域の景観形成の基準や方針を妨げないよう努めます。

(3)漁港

①南原漁港(管理者:うるま市)

南原漁港は、前面に中城湾、背面に勝連城跡を眺めることができる良好な眺望点となっています。

海岸側から見る勝連城跡の姿は、進貢船に似ていたとも伝えられており、東側からとは違った姿を眺めることができます。

また、南風原集落内と同様、「勝連城跡周辺回遊観光計画」において、勝連城跡を訪れた観光客等を海辺周辺へ回遊させ、地域への観光振興・消費拡充を図っていくためにも、海辺活用の核となる漁港の良好な景観形成は重要であります。

以上のことから、南原漁港について、景観重要公共施設に位置づけます。

整備に関する方針

- ・海辺周辺への人々の誘導を促進する整備を推進します。
- ・漁港の付帯施設としての建築物や工作物については、勝連城跡と海との相互の眺望を阻害しないよう配慮します。
- ・臨港道路については、漁港外の道路との連続性に配慮した規格・仕様となるように配慮します。

漁港漁場整備法第39条第1項の許可の基準

- ・工作物等の配置及びその形態意匠について、各区域の景観形成の基準や方針を妨げないよう努めます。

